

平成26年第2回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤 井 寺 市

目 次

| 議案番号 | 議 案 名 | ページ |
|-------|--|-----|
| (報 告) | | |
| 2 | 平成25年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について | 1 |
| 3 | 平成25年度藤井寺市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について | 3 |
| 4 | 平成25年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について | 5 |
| 5 | 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算（第1号）） | 7 |
| 6 | 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）） | 8 |
| (議 案) | | |
| 2 3 | 執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について | 9 |
| 2 4 | 藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について | 1 2 |
| 2 5 | 市税条例等の一部改正について | 1 4 |
| 2 6 | 藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について | 2 1 |
| 2 7 | 損害賠償の額の決定及び和解について | 2 3 |

このほかの提出議案

- 報告番号 7 藤井寺市土地開発公社の経営状況及び清算終了の報告について
- 8 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について
- 9 公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について
- 議案番号 2 8 平成26年度藤井寺市一般会計補正予算（第1号）について



報告第2号

平成25年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成25年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成26年6月11日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成25年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 既収入特定財源 | 左の財源内訳 | | | 一般財源 |
|--------|----------|-------------------------------------|-------------|-------------|---------|-------------|-------------|-------------|------|
| | | | | | | 未収入特定財源 | | 地方債 | |
| | | | | | | 国庫支出金 | 円 | | |
| 3. 民生費 | 1. 社会福祉費 | 障害福祉システム法改正対応事業 | 11,340,000 | 11,340,000 | 0 | 1,200,000 | 0 | 10,140,000 | |
| | 2. 児童福祉費 | 子ども・子育て総合支援システム導入事業 | 9,150,000 | 9,150,000 | 0 | 0 | 0 | 9,150,000 | |
| 9. 教育費 | 2. 小学校費 | 市立藤井寺北小学校1号棟地震補強事業 (工事監理業務委託・工事) | 154,300,000 | 154,300,000 | 0 | 46,459,000 | 95,500,000 | 12,341,000 | |
| | | 市立道明寺東小学校3号棟地震補強事業 (工事監理業務委託・工事) | 154,300,000 | 154,300,000 | 0 | 29,928,000 | 118,100,000 | 6,272,000 | |
| | | 市立藤井寺小学校屋内運動場建替事業 (工事監理業務委託・工事) | 331,500,000 | 331,500,000 | 0 | 35,838,000 | 210,400,000 | 85,262,000 | |
| | | 合計 | 660,590,000 | 660,590,000 | 0 | 113,425,000 | 424,000,000 | 123,165,000 | |

報告第3号

平成25年度藤井寺市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成25年度藤井寺市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成26年6月11日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成25年度藤井寺市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 既収入特定財源 | 左の財源内訳 | | | | 一般財源 |
|---------|---|-----------------|-------------|-------------|---------|------------|-----------------|-------------|---------|------|
| | | | | | | 国庫支出金 | 未収入特定財源 府支出金 | 地方債 | | |
| | | | 円 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 平成25年度第6工区工事 | 59,100,000 | 40,100,000 | 0 | 13,000,000 | 0 | 27,000,000 | 100,000 | |
| 1. 下水道費 | | 平成25年度第501工区工事 | 105,000,000 | 105,000,000 | 0 | 23,800,000 | 0 | 81,100,000 | 100,000 | |
| | | 公共下水道工事に伴う移設補償費 | 25,000,000 | 25,000,000 | 0 | 5,000,000 | 0 | 19,900,000 | 100,000 | |
| | | 合計 | 189,100,000 | 170,100,000 | 0 | 41,800,000 | 0 | 128,000,000 | 300,000 | |

報告第4号

平成25年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、平成25年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成26年6月11日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成25年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 継続費の総額 | 平成25年度継続費予算現額 | | | 支払義務発生額 | 残額 | 翌年度繰越額 | 翌年度繰越額に係る財源内訳 | | 翌年度繰越額に係る繰越額を要するたなな購入資産の購入限度額 |
|-------|-------|-------|------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-------------------------------|
| | | | | 予算計上額 | 前年度繰越額 | 計 | | | | 損留 | 特定勘資金 | |
| 資本的支出 | 建設改良費 | 配水管備業 | 円 754,321,000 | 円 158,913,000 | 円 28,506,514 | 円 187,419,514 | 円 139,806,470 | 円 47,613,044 | 円 47,613,044 | 円 47,613,044 | 円 7,193,880 | |

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて（平成26年度藤井寺市
駐車場特別会計補正予算（第1号））

平成26年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算（第1号）について、地方
自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のと
おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年6月11日提出

藤井寺市長 國下 和男

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて（平成26年度藤井寺市
国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

平成26年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年6月11日提出

藤井寺市長 國下 和男

議案第 23 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき執行機関の附属機関として教育委員会が設置した藤井寺市学校統合検討委員会について、その設置目的を達したので当該附属機関を廃止するため関係条例を改正するものである。

藤井寺市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | |
|-------|-------------------|---|
| 教育委員会 | 藤井寺市立学校教科用図書選定委員会 | 市立小中学校において使用する教科用図書に関する調査審議に関する事務 |
| 教育委員会 | 藤井寺市学校統合検討委員会 | 子どもたちの教育環境の充実を図るための市立小中学校の統合等に関する調査審議に関する事務 |

を

| | | |
|-------|-------------------|-----------------------------------|
| 教育委員会 | 藤井寺市立学校教科用図書選定委員会 | 市立小中学校において使用する教科用図書に関する調査審議に関する事務 |
|-------|-------------------|-----------------------------------|

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）を次のように改める。

第3条第5項中「その都度」を「当該勤務のあった日の属する月の翌月に」に改める。

別表第1中

| | | |
|----------------|----|--------|
| 学校教科用図書選定委員会委員 | 日額 | 7,500円 |
| 学校統合検討委員会委員 | 日額 | 9,500円 |

を

「

| | | |
|----------------|----|--------|
| 学校教科用図書選定委員会委員 | 日額 | 7,500円 |
|----------------|----|--------|

」

に改める。

議案第 24 号

藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 79 号）において、人事行政の運営等の状況報告事項に休業が追加されたことに伴い、任命権者の報告事項に職員の休業の状況を追加するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例

藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤井寺市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

市税条例等の一部改正について
市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）の公布に伴い、法人
市民税法人税割の税率の引下げ、軽自動車税の税率の引上げ、わがまち特例の追加
導入その他の所要の措置を講じるものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「施行令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)」に改める。

第18条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第22条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第44条第2項中「施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第47条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「三輪もの」を「3輪のもの」に、「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第2条の3中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)」を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3

項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第3条の3から第3条の4までを削る。

附則第4条の4中「附則第14条の4第1項」を「附則第14条の3第1項」に改める。

附則第6条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第9項」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第6条の2に次の2項を加える。

5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第8条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第8条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|---------|
| 第82条第2号ア | 3,900円 | 4,600円 |
| | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |
| | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

附則第12条第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第14条の2第1項中「第18条及び第21条」を「第18条第1項及び第2項並びに第21条」に改める。

附則第14条の2の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同

法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第14条の2の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「したものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則中第19条から第20条までを削り、第21条を第19条とする。

(市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市税条例の一部を改正する条例(平成25年藤井寺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「附則第3条第1項」を「附則第14条の4の3第5項第3号の改正規定(「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。)及び附則第3条第1項」に改める。

附則第1条第6号中「改正規定」の次に「(附則第14条の4の3第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第3条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」に改め、同条第2項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市税条例第22条の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中市税条例附則第2条の3及び第14条の2の3第2項の改正規定、第19条から第20条までを削る改正規定並びに附則第21条を附則第19条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中市税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)附則第8条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(4) 第1条中市税条例第13条、第44条、第47条第1項及び附則第8条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条（新条例附則第8条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(5) 第1条中市税条例第18条第5項、附則第4条の4、第14条の2第1項及び第14条の2の2第2項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成29年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第2条の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第14条の2の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例第18条第5項、附則第4条の4及び第14条の2第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第14条の2の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第22条の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第6条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第6条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第6条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第6条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第8条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第8条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第8条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------|---------|--------|
| 新条例第82条第2項ア | 3,900円 | 3,100円 |
| | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| | 3,800円 | 3,000円 |

| | | |
|----------------------|----------|---|
| | 5,000円 | 4,000円 |
| 新条例附則第8条の表以外の部分 | 第82条 | 市税条例等の一部を改正する条例（平成26年藤井寺市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条 |
| 新条例附則第8条の表第82条第2号アの項 | 第82条第2号ア | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア |
| | 3,900円 | 3,100円 |
| | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |

議案第26号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について

藤井寺市立市民総合会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

藤井寺市立市民総合会館利用者の利便性の向上を図ることを目的として新たに設置するロッカーに係る使用料の規定を設けるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民総合会館条例（平成14年藤井寺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

| | | | |
|---------|----|-------|--------|
| プロジェクター | 1式 | 3,000 | スクリーン付 |
|---------|----|-------|--------|

」

を

「

| | | | |
|---------|----|-------|--------|
| プロジェクター | 1式 | 3,000 | スクリーン付 |
| ロッカー（大） | 1個 | 500 | 1月につき |
| ロッカー（小） | 1個 | 400 | 1月につき |
| ロッカー（大） | 1個 | 70 | 1日につき |
| ロッカー（小） | 1個 | 50 | 1日につき |

」

に改める。

別表第2備考第1項に次のただし書を加える。

ただし、ロッカーの使用についてはこの限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

損害賠償の額の決定及び和解について

津堂城山古墳史跡指定地見落とし等による宅地開発中止に関し、損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1・2 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

1 和解の相手方及び損害賠償の額

- (1) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
損害賠償の額 3, 240, 974 円
- (2) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
損害賠償の額 7, 137, 302 円
- (3) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
[REDACTED]
損害賠償の額 0 円
- (4) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
[REDACTED]
損害賠償の額 4, 626, 480 円